



異称日本伝注釈(宋書編)

蓮沼, 啓介

(Citation)

神戸法學雜誌, 55(3):45-73

(Issue Date)

2005-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81005007>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81005007>



神戸法學雜誌 第五五卷第三号 二〇〇五年十二月

異称日本伝注釈（宋書編）

蓮 沼 啓 介

異称日本伝に宋書から引用する箇所がある。今本文を訓点を付した漢文の文体で引用し、松下見林の付した注を読み下し文の形で引用しよう。

宋書九十七列傳第五十七夷蠻

臣 沈 約 新撰

倭國、在高驪、東南太海中、世修貢職。高祖永初二年詔曰、倭讚萬里修貢、遠誠宜甄、可賜除授。太祖元嘉二年、讚又遣司馬曹達奉表獻方物、讚死、弟珍立、遣使貢獻、自稱使持節都

督倭百濟新羅任那秦韓慕韓六國諸軍事安東大將軍倭國王表求除正詔除安東將軍倭國王珍又求除正倭府等十三人平西征虜冠軍輔國將軍號詔並聽二十年倭國王濟遣使奉獻復以爲安東將軍倭國王二十八年加使持節都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國諸軍事安東將軍如故并除所上二十三人軍郡濟死世子興遣使貢獻世祖大明六年詔曰倭王世子興奕世載忠作藩外海稟化寧境恭修貢職新嗣邊業宜授爵號可安東將軍倭國王興死弟武立自稱使持節都督倭百濟新羅任那加羅秦韓慕韓七國諸軍事安東大將軍倭國王順帝昇明二年遣使上表曰封國偏遠作藩于外自昔祖禰躬擐甲冑跋涉山川不遑寧處

東征^シ毛人^シ五十五國^ヲ西服^シ衆夷^シ六十六國^ヲ渡平^リ海北^ニ九十五
 國^ヲ王道^ヲ融泰^ニ廓土^ヲ遐畿^ニ累葉^ニ朝宗^ヲ不愆^ニ于歲^ニ臣雖^ニ下愚^ニ忝^ニ胤^ニ
 先緒^ヲ驅率^ニ所統^ニ歸崇^ニ天極^ニ道遙^ニ百濟^ニ裝治^ニ船舫^ヲ而旬^ニ驪^ニ無道^ニ
 圖欲^ニ見吞^ニ掠抄^ニ邊隸^ニ虔劉^ニ不已^ニ每致^ニ稽滯^ニ以失^ニ良風^ニ雖曰^ニ進^ニ
 路^ニ或通^ニ或不^ニ臣^ニ考濟^ニ實忿^ニ寇讎^ニ壅塞^ニ天路^ニ控弦^ニ百萬^ニ義聲^ニ
 感激^ニ方欲^ニ大舉^ニ奄喪^ニ父兄^ニ使垂^ニ成^ニ之功^ニ不獲^ニ一簣^ニ居在^ニ諒闇^ニ
 不動^ニ兵甲^ニ是以^ニ偃息^ニ未捷^ニ至今^ニ欲練^ニ甲^ニ治兵^ニ申父兄^ニ之志^ニ義
 士虎賁^ニ文武^ニ效功^ニ白刃^ニ交前^ニ亦所^ニ不顧^ニ若以^ニ帝德^ニ覆載^ニ摧此^ニ
 彊敵^ニ克靖^ニ方難^ニ無替^ニ前功^ニ竊自^ニ假開^ニ府儀^ニ同三司^ニ其餘^ニ咸假^ニ
 授^ニ以勸^ニ忠節^ニ詔除^ニ武使^ニ持節^ニ都督^ニ倭新羅^ニ任那^ニ加羅^ニ秦韓^ニ慕
 韓^ニ六國^ニ諸軍^ニ事安東^ニ大將軍^ニ倭王^ニ

今按ズルニ永初元嘉ハ本朝允恭天皇ノ時ニ當タル。大明昇明ハ當ニ雄略天皇ノ時ニ當タル。讀ハ履中天皇ノ諱來穗別（イサホワケ）ノ訓ヲ略ス。珍ハ反正天皇ノ諱 瑞齒別（ミツハワケ）瑞（ミツ）ト珍ト字形似タリ。故ニ訛テ珍ト曰。濟ハ允恭天皇ノ諱 雄朝津間稚子（ヲアサツマワクコ）濟ト津ト字形似タリ。故ニ訛テ之ヲ稱ス。軍郡ハ文獻通考ニ職ニ作ル。興ハ安康天皇ノ諱 穴穗 訛テ興ト書ス。武ハ雄略天皇ノ諱 大泊瀨幼武 之ヲ略ス。

允恭天皇の元年は、日本書紀の紀年によれば西暦の四一一年に換算される壬子の年であり、その崩年である允恭天皇の四二年は西暦の四五三年に換算される癸巳の年に当たるが、実年代では雄朝津間の大王の元年は西暦に換算すれば四三九春年に当たる己卯の年であり、その崩年は四六〇春年に当たる庚子の年であると推算される。従つて西暦では四二〇年に換算される永初元年は実年代では大雀の大王の十七年と十八年に当たる庚申年であり、永初二年は西暦では四二一年に換算される大雀の大王の十九年と二十年に当たる辛酉年であると推算される。また、西暦では四二四年に換算される元嘉元年は大雀の大王の二七年と二八年の甲子年に推算される。雄朝津間の大王の元年である己卯の年は元嘉十六年に当たることになる。

雄略天皇の元年は、日本書紀の紀年によれば西暦の四五六年に換算される丁酉の年であり、その崩年である雄略天皇の二三年は西暦の四七九年に換算される己未の年に当たるが、実年代では若建大王の元年は西暦では四六二年に換算される壬寅の年であり、崩年に当たる若建大王の二三年は西暦では四八四年に換算される癸亥年であると推算される。従つて西暦では四五七年に換算される劉宋の大明元年ははまだ雄朝津間の大王の三六年と三七年の丁酉年に当たるが、西暦では四六二年に換算される大明六年は既に穴穗王の三年であり、若建大王の元年でもある。

西暦では四七七年に換算される昇明元年の丁巳年は若建大王の十五年に当たる。西暦では四七八年に換算される

昇明二年の戊午年は若建大王の十六年に当たる計算となる。

ともあれ松下見林は倭国王「濟」は雄朝津間の大王であり、倭国王「武」は幼武とも書くことのある若建の大王であると確信できたに違いない。この二人の比定が出来れば、この二人の間に使節を派遣した倭国王「興」が穴穗王であることも極く簡単に推測できたことであろう。後は倭国王「珍」が瑞齒別の大王とすれば、その兄である「讃」はほぼ自動的に去來穗別ということに落ち着く。それぞれの倭国王の比定が片付いてしまえば、字形の類似や和名の音当てによる倭王名の解釈は既に簡単かつ容易である。

松下見林にとって残された問題は、どうして宋書の記録と日本書紀に見える天皇の在位年月が完全には符合しないのかを説明することであつたに違いない。

古事記の分注に伝わる崩御年の干支を考慮に入れると、異伝があつたのではないかという推測が容易に成立する。果たして松下見林が古事記の分注に見える崩御年の干支や中国側の干支年の記録を日本書紀の紀年とは異なる異本に基づく記事であると見なしていたかどうかは不明である。

松下見林はこの点には深入りせずに済んだのかも知れない。

日本書紀の紀年よりも古事記の分注に見える崩御年の干支の方が信用度が高いという見方を打ち出したのは菅政友や星野恒や吉田東吾である。菅政友は古事記に見える崩御年の干支から実年代を次の様に推定した¹。

応神天皇	三九四	甲午
仁徳天皇	三九五～四二七	丁卯
履中天皇	四二八～四三二	壬申
反正天皇	四三三～四三七	丁丑
		元初 二（四二一）年
		元嘉 七（四三〇）年
		元嘉一五（四三八）年？

允恭天皇	四三八～四五四	甲午	元嘉二八(四五二)年
安康天皇	四五五		大明 六(四六二)年 ?
雄略天皇	四八九	己巳	昇明 二(四七八)年 建元元(四七九)年

但し崩年干支に基づく推定には限界が発生する。崩年干支に基づく推定ではどうしても倭国王「珍」の使節派遣の年が瑞齒別の大王の治世年中に収まらず、わずかではあるが一年ほど外れてしまう。丁丑年は西暦では四三七年に換算されるから、四三八年には既に死去していることとなざるを得ない。また倭国王「済」の死去したとされる西暦では四五四年に換算される甲午年から、次の「世子興」の朝貢した大明六(四六二)年の壬寅年までには八年もの空白が発生して在位年数が三年しかないという穴穂王の朝貢としては極めて不自然であるという印象は免れない。崩年干支に基づく推定には難問が二つ発生することは避けがたい。

水野祐は崩年干支が持つ史料としての価値を更に強調する学説を提唱した^②。崩年干支こそ天皇の實在した決定的な証拠である。これが水野説の核心であった。水野祐は日本書紀の紀年よりも古事記の分注に見える崩年干支の方が信用度が高いという見方に深入りしたわけである。その結果、崩年干支に基づく推定の限界も増幅され拡大されることとなる。崩年干支に基づく推定ではどうしても倭国王「珍」の使節派遣の年が瑞齒別の大王の治世年中に収まらず、わずかではあるが一年ほど外れてしまう。丁丑年は西暦では四三七年に換算されるから、四三八年には既に死去していることとなざるを得ない。水野祐は、ここで允恭天皇の死去年を西暦では四三八年に換算される戊寅年まで繰り下げてしまう。だが、こうしたご都合主義の史料解釈に走るとすれば、そもそも水野祐が絶大な価値を置いた崩年干支が持つ史料としての価値に対する疑念が発生してしまい、水野祐の拠って立つ足場そのものが動揺せざるを得ないであろう。

古事記の分注に見える崩御年の干支とはどのような史料であるのかという史料批判が不足していたと言わねばならない。

津田左右吉はどのような見方に立っていたのであろうか。「古事記及日本書紀の新研究」ではこう述べている。

「古事記には紀年が明らかに成っていないが、分註としてところどころに天皇の崩御の年の干支と月日とが見える。これは書紀とは殆ど全く違つてゐるのであるから、多分書紀に於いて紀年の定められた前に、同じ企て同じ試みは何人かの手によって行はれた、其の名残ではなからうか。」⁽³⁾

水野祐の見方を確認して置こう。太安万侶が日本書紀に盛り込まれなかった古い記録を惜しんで、分注に残した。その手元には一五人の天皇だけからなる古い帝王本紀があつたのではないか。水野祐の見方では古い記録とそれに基づいて編者の時代に作成された年譜との関連が解きほぐされていない。水野祐の見方には史料批判が不足していたと言わざるを得ない。日本書紀の紀年の編成と同じ類いの企て試みが、津田左右吉も指摘する様に、以前にもあつたと仮定した上で、その企てや試みをまず再現して、更にそれを踏まえてそうした企てや試みに活用された古い伝承や記録の復元を試みるという操作が必要である。特に太安万侶は日本書紀の編集にも参加していたと推定されるから、この企てや試みは日本書紀の編集の途上で行われたものであつた公算が高いことになる。

だが水野祐の見方では古い帝紀がそのまま残っていたのか、古い伝承や記録が形を変えて伝えられたのか、必ずしも判然としない。この点については、日本書紀には元嘉暦と儀鳳暦の双方が用いられているという事実が謎を解く鍵となる。この事実から、古い部分の記録や伝承には干支年の形は使われていなかった公算が高いという推定が成り立つ。古事記の分注に見える崩御年の干支は、允恭天皇より前の部分については、古い記録そのままではなくて、古い記録を何者かが編集し直した産物であると考えた方が良さそうである。

高城修三が新しい見方を打ち立てている。⁽⁴⁾古事記の分注に見える崩御年の干支は、古い記録そのままの姿ではな

い。編者の手を経た加工物である。それ故、まず加工物を再構成する必要がある。儀鳳暦と元嘉暦とが使い分けられていることから、崩御年の干支という記録には二種類のものがあると推定できる。元嘉暦などの実際に用いられた暦法による暦日が一部は残っていたかも知れない。また暦法以前の伝承が書き留められ、やがて編集の必要に應えるために干支を用いた年譜の形に纏められたことも十分に考えられる。こうした古記録は日本書紀の編集の途上で紀年編集の史料として活用されたものの、そのままの形では日本書紀には採録されなかった。そのために太安万侶がそれを惜しんで古事記の分注に書き残したのではなかったか。独創といってもいい高城修三の新しさはこうした発想に求められる。

高城修三の試みを分かりやすい形に纏めて紹介することにする。

古事記の分注に見える崩御年の干支のうち允恭以前の部分は、古い伝承やその記録を用いて日本書紀の編者が作成した年表の一部である。この年表の元年は神功皇后の元年に当たる甲子年と重なるので、この年表を神功皇后年紀と呼ぶことにしよう。神功皇后年紀は次の手順を踏めば復元される。神功皇后紀に含まれる虚構年一八年を減算し、応神紀と仁徳紀の間に空位年六年を加算する必要がある。古事記に見える崩年の干支に☆印を付した。※は不合を示す。

成務	崩年	乙卯（八年前）	☆
仲哀	元年	乙卯（八年前）	
八年	崩年	壬戌（一年前）	☆
応神	誕生年	癸亥（起算年）	
神功	元年	甲子（一年目）	

五一年	崩年	甲寅（五一年目）	
十虚構年一八年〓六九年			
応神	元年	甲寅（五一年目）	
	一〇年	癸亥（六〇年目）	
	一一年	甲子（六一年目）	
四一年	崩年	甲午（九一年目）	☆
空位	六年		
仁徳	元年	辛丑（九八年目）	
	二三年	癸亥（一二〇年目）	
	二四年	甲子（一二一年目）	
	八三年	癸亥（一八〇年目）	
	八四年	甲子（一八一年目）	
八七年	崩年	丁卯（二八四年目）	☆
履中	元年	丁卯（二八四年目）	
六年	崩年	壬申（二八九年目）	☆
反正	元年	癸酉（二九〇年目）	
五年	崩年	丁丑（二九四年目）	☆
允恭	元年	丁丑（二九四年目）	
四二年	崩年	戊午（二三五年目）	※

木梨輕 元年 己未(二三六年目)
 安康 元年 庚申(二三七年目)
 三年 崩年 壬戌(二三九年目)

実年代へ写像を試みることにしよう。応神即位年を三六八春年と見定める。更に仁徳の治世年数である八七年を分割して、二人の大王の在位年数である三八年と四九年に振り分ける。

神功皇后年紀のうち神功皇后紀四三年以降が、実年代に対応する部分である。従って実年代は三六四春年の甲子年から始まる。

応神 誕生年 己亥(起算年) 三四二秋年 壬寅
 神功 元年 甲子(一年目) 三四三春年 癸卯

四三年 丙午(四三年目) 三六四春年 甲子
 四七年 庚戌(四七年目) 三六六春年 丙寅
 五一年 崩年 甲寅(五一年目) 三六八春年 戊辰

十虚構年一八年一六九年

応神(旨) 元年 甲寅(五一年目) 三六八春年 戊辰
 四一年 崩年 甲午(九一年目) 三八八春年 戊子
 応神仁徳 元年 乙未(九二年目) 三八八秋年 戊子

(譽田別)	六年	庚子(九七年目)	三九一春年	辛卯
三八年	崩年	壬申(一二九年目)	四〇七春年	丁未
空位	六年			
仁德	元年	己卯(一二六年目)	四一〇秋年	庚戌
四九年	崩年	丁卯(一八四年目)	四三四秋年	甲戌
履中	元年	丁卯(一八四年目)	四三四秋年	甲戌
六年	崩年	壬申(一八九年目)	四三七春年	丁丑
反正	元年	癸酉(一九〇年目)	四三七秋年	丁丑
五年	崩年	丁丑(一九四年目)	四三九秋年	己卯
允恭	元年	丁丑(一九四年目)	四三九秋年	己卯
四二年	崩年	戊午(二三五年目)	四六〇春年	庚子
木梨輕	元年	己未(二三六年目)	四六〇秋年	庚子
安康	元年	庚申(二三七年目)	四六一春年	辛丑
三年	二年	辛酉(二三八年目)	四六一秋年	辛丑
	崩年	壬戌(二三九年目)	四六二(春)年	壬寅

泰和四（三六九）年

応神 仁徳

三八八～四〇七

永樂元(三九一)年の辛卯年

大雀

丁卯

四一〇～四三四

永初二(四二一)年 元嘉二(四二五)年 元嘉七(四三〇)年

伊邪本和氣

壬申

四三四～四三七

水齒別

丁丑

四三七～四三九

元嘉一五(四三八)年

男淺津間

(甲午)

四三九～四六〇

元嘉二〇(四四三)年 元嘉二八(四五一)年

穴穗

(己巳)

四六一～四六二

大明六(四六二)年

若建

(己巳)

四六二～四八四

昇明二(四七八)年 建元元(四七九)年

白髮

四八五～四八九

推計の結果と倭の五王の活動年代は完全に一致する。倭国王である「讃」が大雀の大王であることはこうして見れば明白である。また倭国王「珍」が瑞齒別の大王であることも明らかである。大雀だけでなく水齒別もまた品陀和氣の子供であり、母親こそ違え、二人が兄弟であることは別に論じた通りである。^⑤倭国王「興」が穴穗王であり、倭国王「武」が若建の大王であることも明白である。若建は幼武という実名に加えて倭の武王という中国名を勝手に名乗っていたに違いない。爵号についても勝手に名乗っていることは明々白々たる事実である。

神功皇后年紀には含まれない残された崩御年の干支について点検を加えて置く。

崩御年の干支の中には実年代を示す干支年の記録が伝わった部分もある。

まず「戊寅十二月」がある。西暦では三二八秋年と推定される。崇神王朝については御真木入日子の崩御年だけは実年代を示す古記録が、言いかえれば鉄剣や銅鏡の銘文か竹簡や木簡の文字が、残存していたのではあるまいか。次に元嘉暦の施行された時代に当たる崩御年の干支を以下に書き出して置く。

男浅津間	甲午年	正月十五日崩
若建	己巳年	八月 九日崩也
袁本杼	丁未年	四月 九日崩也
金日	乙卯年	三月十三日崩也
玉敷	甲辰年	四月 六日崩
豐日	丁未年	四月十五日崩
若雀	壬子年	十一月十三日崩也
炊屋比賣	戊子年	三月十五日癸丑崩

右から順番に見て行くことにする。

まず甲午年である。西暦では四五四年に換算されるが、これは日本書紀で初めて用いられた元嘉暦の暦日である。安康紀三年に当たる西暦では四五六六年に換算される丙申年より二年前の干支年である。おそらく穴穗王の死去より二年前に男浅津間の大王が死去したという言い伝えがあったため、逆算して割り出した数字であろうと推測される。日本書紀を編集する途中で推計が行われたと推定される。

次に己巳年である。西暦では四八九年に換算されるが、これは若建の大王ではなくて白髮王の死去年であるのかも知れない。或いは己未年の未Ⅱミが十二支の巳Ⅱミと書き間違えられた可能性も無くはない。この場合には己未年の誤記ということになる。己未年は西暦では四七九年に換算されるが、日本書紀に拠れば若建の大王の死去した年である。

次は丁未年。西暦では五三〇年に換算される袁本杼の王の二一年が三年分繰り上がった年である。袁本杼の王の

二一年には磐井の反乱が始まつており、袁本杼の王はおそらくは戦闘において深手を負ひ、瀕死の状態にまで追い込まれ、死亡説が流れたため発生した伝承であると推測される。日本書紀の編集の途中に、袁本杼の王の二五年が西暦では五三四年に当たる甲寅年から西暦では五三一年に当たる辛亥年にまで繰り上げられた結果、袁本杼の王の二一年も西暦では五三〇年に当たる庚戌年から西暦では五二七年に当たる丁未年へと繰り上がってしまったわけがある。⁶⁾

乙卯年。おそらくは通常の暦年より一年遅れた顓頊暦による暦年である。従つて通常の干支年では丙辰の年に当たり、西暦では五三六年に換算されることになる。

甲辰年と丁未年。おそらくは通常の暦年より一年遅れた顓頊暦による暦年である。従つて通常の干支年では乙巳と戊申の年に当たり、西暦では五八五年と五八八年に換算されることになる。前後の干支年と西暦年とを対照して置く。右側の干支は元嘉暦の暦年であり、左側の干支は顓頊暦の暦年である。

甲辰	(乙巳)	丙午)	丁未	(戊申	己酉	庚戌	辛亥	壬子	癸丑)	...	戊子	(己丑)
五八四	五八五	五八六	五八七	五八八	五八九	五九〇	五九一	五九二	五九三		六二八	六二九
甲辰				丁未								戊子

壬子年。これは通常の元嘉暦による暦年である。崇峻記には崇峻帝の在位年数が「四歳」とあるが、丁未年と壬子年の間には九四年が挟まつているので、これらの暦年が同一の暦法に拠るものであるとすれば、崇峻帝の在位年数は五年となり、計算が合わないこととなる。

戊子年。おそらくは通常の暦年より一年遅れた顓頊暦による暦年である。従つて通常の干支年では己丑の年に当

たり、西暦では六二九年に換算されることになる。

以上を整理すれば、袁本杼の王から推古女帝までの帝王の在位年数は次の通りである。

（但し、先帝の死去年の翌年を新帝の即位元年とした数字であるが、敏達帝だけは例外である）。

崩年干支

袁本杼王	五一〇～五三四	在位 二五年	
金日王	五三五～五三六	二年	乙卯年 顓頊暦の暦年であろう。
押盾王	五三七～五四〇	四年	
欽明帝	五四一～五七二	在位 三二年	
敏達帝	五七二～五八五	十四年	甲辰年 顓頊暦の暦年であろう。
用明帝	五八六～五八八	三年	丁未年 顓頊暦の暦年であろう。
崇峻帝	五八九～五九二	四年	壬子年 元嘉暦の暦年である。
推古帝	五九三～六二九	三七年	戊子年 顓頊暦の暦年であろう。

上宮聖德法王帝説に見える干支や年令のうち顓頊暦に基づくと推算される事例を次に書き抜いておく。まず法隆寺金堂薬師坐像の光背銘を引用した箇所に見える次の干支年は顓頊暦に基づくと推算される。

歳次丙午年。 用明帝の二年に当たる、五八七年であり、現行の干支によれば丁未年である。

歳次丁卯年。 推古帝の十六年に当たる六〇八年であり、現行の干支によれば戊辰年である。

また末尾の箇所に付された治世年数の注に出現する次の干支年も又顓頊暦に基づくと推算される。

丁未年四月崩 (池邊天皇治天下三年の注)⁽⁷⁾

戊子年三月崩 (少治田天皇治天下卅六年の注)⁽⁸⁾

ついでに元興寺伽藍縁起に見える干支年が依拠する暦法を推定して置く。推古帝より以前の干支年は殆どが顓頊暦に拠る暦年と推定される。⁽⁹⁾ *印を付した干支は元嘉暦に拠るものである。(括弧内の干支は推定により補充したものである)。前半で用いられた元嘉暦に拠る干支年は百済の暦に基づくものであろうと推測される。

該当する記事の位置

己丑年	欽明帝の三〇年	五七〇年	欽明紀三一年庚寅(五七〇)年
庚寅年	欽明帝の三一年	五七一年	
辛卯年	敏達帝の元年	五七二年	欽明紀三二年辛卯(五七二)年
(壬辰年)	敏達帝の二年	五七三年	敏達紀 元年壬辰(五七二)年
辛丑年	敏達帝の十一年	五八二年	
壬寅年	敏達帝の十二年	五八三年	
* 癸卯年	敏達帝の十二年	五八三年	
癸卯年	敏達帝の十三年	五八四年	敏達紀十三年甲辰(五八四)年
* 乙巳年	敏達帝の十四年	五八五年	敏達紀十四年乙巳(五八五)年
(乙巳年)	用明帝の元年	五八六年	用明紀 元年丙午(五八六)年

*丁未年	用明帝の二年	五八七年	崇峻即位前紀六月
(丁未年)	用明帝の三年	五八八年	
戊申年	崇峻帝の元年	五八九年	崇峻紀 元年戊申(五八八)年
己酉年	崇峻帝の二年	五九〇年	
庚戌年	崇峻帝の三年	五九一年	崇峻紀 三年庚戌(五九〇)年
(辛亥年)	崇峻帝の四年	五九二年	
(壬子年)	推古帝の元年	五九三年	崇峻紀 五年壬子(五九二)年
癸*寅年	推古帝の二年	五九四年	
癸丑年	推古帝の二年	五九四年	推古紀 元年癸丑(五九三)年
(*乙卯年)	推古帝の三年	五九五年	
*丙辰年	推古帝の四年	五九六年	推古紀 四年丙辰(五九六)年
*乙丑年	推古帝の十三年	六〇五年	推古紀十三年乙丑(六〇五)年
*戊辰年	推古帝の十六年	六〇八年	推古紀十六年戊辰(六〇八)年
*己巳年	推古帝の十七年	六〇九年	推古紀十四年丙寅(六〇六)年 ^⑩
*癸酉年	推古帝の二十一年	六一三年	
*辛亥年	白雉二年	六五一年	

癸卯の年が重複しているが、これは銜字や重出ではなくて、異なる曆法に基づく干支年を使い分けた記述である。また癸寅の年とあるが、推古帝の二年に当たる西暦の五九四年を表す癸丑と甲寅という異なる曆法に基づく二

種類の干支を合成した癸十寅Ⅱ癸寅という表記である。そもそも癸寅という干支年は存在しない。従ってこれは間違ひでは有り得ない。間違ひではなくて、以前は顓頊曆に拠る暦年が用いられ、翌年以降は元嘉曆による暦年が用いられたことを示す符牒であると推定される。

なお仏法伝来の年を欽明帝の七年に当たる戊午年とするが、これは上宮聖德法王帝説に従った干支年であり、西暦では五三一年に換算される辛亥年の翌年である西暦では五三二年に換算される壬子年を元年とする数え方による七年である。¹¹⁾

こうして見れば、古事記に見る崩年干支のうち末尾の部分の干支年の多くが顓頊曆に拠る暦年であることも明らかである。¹²⁾

もつとも推古記に付された分注のうち「癸丑日」の部分は、太安万侶の手になるもとの注には含まれていなかった、推古紀三六年三月条を出典とする後世の追記ではなからうか。¹³⁾ なお崩御の月日についての記紀の日付の違いが何に基づいて発生したのか。この点については今後の探求に委ねることとしたい。

- (1) 菅八九「古事記年紀考」『全集』所収。笠井九三『研究史 倭の五王』吉川弘文館。六二―六四頁。
- (2) 水野九畠『増訂日本古代王朝史論序説』小宮山書店 (初版 一九五二)
- (3) 津田九六『全集』別巻第一、二二―一頁。なお高城三〇〇、四八―四九頁参照。
- (4) 高城三〇〇『紀年を解説する』ミネルヴァ書房
- (5) 蓮沼三〇一a「邪馬台国論争の新展開」神戸法学年報第一六号 (二〇〇〇)
- (6) 蓮沼三〇一b「継体紀の成立事情」神戸法学雑誌五一巻三号 (二二月号)。

(7) 推古帝の治世年数である三十六年は、「倉橋天皇」の崩年の干支である「壬午年」と推古女帝の崩年である「戊子年」とを基にそこから逆算された数字であろうと推察される。また近江天皇が「乙巳年」に「生廿一」すなわち生後「廿一」歳であったという注が付されているが、これは古記録の残存した箇所と推測される。古記録にはおそらくは顯祖暦に基づき「乙巳年生廿一」とあったものと推測される。

(8) 天寿国曼陀羅繡帳に縫い込まれた文字の記録を引用した箇所には「明年二月廿二日甲戌夜半、太子崩」とあり、聖德太子の命日つまり死去した日付は「歳在辛巳」の翌年である西暦では六二二年に当たる壬午年の「二月廿二日」であったことが判明する。釈迦三尊像光背銘にも「法興元卅一年歲次辛巳：明年…二月二十一日癸酉王后即世。翌日法王登遐」とある。

ところが推古紀には前年である辛巳年に当たる推古二九年の「春二月己丑朔癸巳」つまり二月五日に死去したと記されている。これは日本書紀の編者の手になる編集の痕跡を示す箇所である。編者はおそらくは聖德太子は推古女帝の死去した年の七年前に死去したといった伝承の知識に基づいて、西暦では六二八年に換算される推古紀三六年に当たる戊子年から数えて七年前の西暦では六二一年に換算される辛巳年に太子の死去の記事を繋じたものであろう。だが推古女帝の崩御年の干支である「戊子年」はもともととは顯祖暦に基づく暦年であった。にも拘わらず、日本書紀の編者がこれを元嘉暦による暦年であると錯覚して、西暦では六二九年に換算される元嘉暦によれば己丑年に当たる年に推古帝が死去したという史実を、前年の出来事として編集してしまったために、太子の死去年も一年溯ることとなった模様である。前年の二月には「甲戌」の日がないため、「五日」という新しい日付を考案したものであろう。

(9) 『寺社縁起』日本思想大系二〇、岩波書店、一九五五。所収

(10) 元興寺伽藍縁起に引く丈六釈迦像の光背銘には「明くる年…の四月八日…畢竟へて元興寺に坐せまつり

き」とあるが、この箇所はもととは推古女帝の「十三年四月八日」云々の記事に続いて「明くる年の四月八日畢竟へて元興寺に坐せまつりき」と古い記録にあったもので、後に「歳次戊辰」云々の記事が間違つて間に挿入されたために錯簡が生じてから、その翌年である「己巳」という暦年や「甲辰」という暦日を表す干支が新たに書き込まれるに至つた箇所ではなからうか。

(11) 蓮沼二〇二b 注22を参照されたい。

(12) 本居宣長によつていわば封印された崩御年の干支を再び史料として取り上げることにより、復古国学の限界を突き抜けて、上古史の新研究に向かう道が拓かれる。こうして記紀史学の扉が開かれ、記紀神学から記紀史学を分離独立させる動きを加速することが出来るに至る。記紀史学の独立は逆に言えば記紀神学の純化を帰結する新しい発展である。記紀神学の純化は津和野本学を継承し更に発展させる企てにはかならない。

記紀史学の独立は記紀本学の成立を誘う出来事である。記紀本学は汲めども尽きない「日本」精神の源流を探り当てる企てである。こうした企てを介して復古国学には思いも寄らなかつた精神世界の探検が可能となる。記紀に伝える神話や伝説をその生成の歴史的な文脈に一先ず置き戻して、神話や伝説の中に豊饒の意味を探る営みを可能にする。それは精神世界の探検における一の飛躍にほかならない。

復古国学への批判は、「日本」精神の生育した悠久の過去を照射し探る試みに尽きるものではない。復古国学の批判は当面する時代の課題を映し出す鏡でもある。日本国憲法の第九条の明文と自衛隊の存続という実態の乖離は著しいが、こうした乖離を埋める試みには復古国学の虚妄が避け難く纏わり付き、問題解決の前途を塞ぐこととなる。「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」といった大日本帝国憲法の第十一条の起草に当たつて、その前提に復古国学の描いた虚妄が置かれていたことは余りにも明白である。現行憲法の第九条がこうした規定に対するいわば歴史的な反動として制定されたことも又明白である。それゆえ条文憲法と実効憲法の乖

離を埋める試みに挑戦する者は復古国学の虚妄に否応無く直面するはめとなる。

こうした試みの一例を付録に掲げて置く。復古国学への根本的な批判と復古国学の鬼子ともいべき講座派史学の階級性格の暴露なくして、良くこうした試みに挑戦することなど出来ない相談であることをここに付言して置きたい。

（13）

金日王の崩御年の干支が、あるいは顓頊曆に拠る暦日ではないかと、思い付いた日は三月一二日（土）である。もともと古事記の最後の部分の暦日については、今回の原稿では扱う積もりも予定もなかったのであるが、「残された崩御年の干支について」というサブ・タイトルに連られて、古事記のお終いの部分を見たのが切っ掛けとなつてこの問題に入り込んでしまった。このサブ・タイトルは御真木入日子の崩御年と若建と袁本杼の崩御年について説明するために一時的に設定したタイトルであつたのだが、ひよんなことで、それまで念頭に無かつた、金日王より後のところまで調べることになつて仕舞つた次第である。調べ始めたのは三月一日であるが、推古女帝の分注に見える「戊子年三月十五日癸丑崩」という日付のうち「癸丑」の箇所が気になり、もしかすると、この「癸丑」という日付の干支は顓頊曆に拠る干支ではあるまいかとハツと思つて、友田吉之助の公式を用いて試算したところ、そうはならない結果が出たので、この仮説は成り立たないことが判明した。その上で、考え直した結果、崇峻記の「四歳」Ⅱよとせという在位年数と用明記と崇峻記に見られる「丁未」と「壬子」という崩御年の干支の間の年数である五年との一年の擦れについて、この一年の差異は顓頊曆と元嘉曆との併用という事態に基づいて発生したと判断するに至つた。安閑記と敏達記と用明記と推古記の分注に見える崩御年の干支は顓頊曆に拠る暦年ではないかという結論にかくて至つた次第である。

付 録

十年以内に実現できる憲法改正について

立憲主義を堅持し、日本国憲法の三大原則を擁護する立場に立つて議論を行う。

実現可能性を最大の評価尺度に据えて立論の優劣を論じることになります。

全面改正か一部改正か。これが第一の論点である。

近代日本の歴史の中では憲法典を一部改正した実績はない。初めての事例である。難しいが、やり甲斐のある先駆的な試みである。

一部改正の困難な理由を確認して置こう。憲法改正案を作成する際には、改正の対象とする条文の範囲を確定する必要があるが、対象となる条文の範囲を絞り込むことが極めて難しい。意見が四分五裂しがちであるからである。信念のぶつかりあいが発生し、エネルギーを集中する必要があるにも拘わらず、集中が困難になる。挙げ句の果ては足の引つ張り合いとなりかねない。こうなると空中分解の危機が生じることは避け難い。結末は改正にまでたどり着けず、現行憲法の護持に帰着することとなる。これでは結果から見る限り護憲派と同じ立場になってしまう。熱心な憲法改正派ほど究極の護憲派になりやすいという逆説が発生する。こうした逆説に直面することになりかねないのである。

それではいつそ全面改正を目指す方が早いのではないか。だが、そういうことにはならない。全面改正には別の困難が待ち構えているからである。

全面改正の困難な理由を確認して置こう。全面改正には先例がある。現行憲法の制定はその例であるし、大日本

帝国憲法の制定も全面改正の別の例である。大日本帝国憲法は幕末維新の歴史変動の到達点として成立したものである。一部だけ明文化された不文の国憲が江戸時代にはほどこがっていただけで、それが全面改正の産物であることは腑に落ちる。現行憲法も戦中戦後の混乱期の産物である。要するに憲法典の全面改正は大規模な社会変動の際にしか実行できない一大事業である。従って全面改正を目指しても全面改正を行う機会を待てど暮らせどやって来ないのが落ちである。向こう数十年間について言えば、財政再建が軌道に乗らない場合には遠からず悪性インフレが発生する可能性が高いが、こうした悪性インフレへの対応に失敗して社会混乱が発生した時だけ、そうした状況すなわち大規模な社会変動が発生しそれに伴い憲法典の全面改正を行う機会が訪れる見込みである。悪性インフレが今後十数年の内に到来する可能性は結構高いと見るが、広域府県制いわゆる道州制への移行により、早期に悪性インフレを收拾する見込みが高いので、社会混乱には至らない。社会混乱を伴わずに済むこととなる。これは日本社会に暮らす普通の人々には幸運なことであるが、日本国憲法の全面改正を目指す熱心な改憲論者には不運な状況である。全面改正派は早晚頭打ちにならざるを得ないということである。従って実現可能性の高い選択肢を選ぶことにすれば、部分改正に向かうこととなる。それも初めての実験であるから、改正点を最小に絞り込むこととする。具体的には次の三項目の提案を行う。

- ① 第九条の条文には手を触れず、新たに九条の二を付加する。
- ② 第八十九条から「教育」の二字を削除する。
- ③ 第九六条に定める憲法改正発議の要件を「三分の二以上」から「五分の三以上」に変更する。

以上が提案の内容である。

それぞれの項目について説明を加える。項目の②には軽く触れるだけとする。

① 第九条の条文には手を触れず、新たに九条の二を付加する。

第九条の二 次の各号に掲げる目的を達成するために必要な武力の保持と行使は、前条の規定にもかかわらず、当分の間、必要最小限の範囲に限っては、認められなければならない。

一 日本国の領土を保全し、日本国民の安全を保障する、専ら防衛的な活動に従事するため。

二 国際連合憲章の定めに従って、安全保障理事会の指揮の下に行われる国際の平和と安全を維持する活動に参加するため。

(三 国際の平和を希求する諸国との間に締結された条約の定めに基づいて行われる、集団的な安全保障の活動に参加するため)。

第九条の本文に手を触れなければ、国際社会の一部にわだかまる軍国主義の復活という猜疑心を煽り立てずに済む。現在進行中の国連改革にとって好都合である国際世論の醸成が図れ、こうして平穏無事な国際環境を維持できる見込みが高まる。

要するに第九条に手を触れずに置けば、国連改革の環境が整いやすいということである。ここで目下進行中の国連安保理の改革について補論を展開することとしたい。

G4案に評価を下して置こう。これは大成功であった。インドと日本が常任理事国の候補として広く国際社会に認知されるところまで前進した。韓国や中国の強い反対がなによりも雄弁にこの事実を物語っている。G4案はその歴史的な使命を見事に果たし終えた。外務省関係者の努力を讃え、労をねぎらい、更なる前進と飛躍を呼びかけたい。

実現可能な改革案を続いて提示して置く。基本の考えはG4とコーヒ―倶楽部の案を足して二で割るというものである。

① 常任理事国を二つ増設する。言うまでもなくインドと日本が有力候補である。

② 準常任理事国を三ないし四新設する。

準常任理事国は地域代表である。任期は五年とし、再任を認める。

英仏を除くEU加盟国から一国、AU加盟国から一ないし二国、また中南米諸国から一国を互選により選出する。（将来はイスラム諸国からも一国を選出する余地を残す）。

③ 非常任理事国の数や選出方法は現行通りとする。

配分の目安はアフリカ3、中南米2、その他5とする。

次の一手は何か。G4からG5へ前進することである。G5提案の骨子は次の通り。

常任理事国を二ないし三増設する。ドイツやAUと共同歩調を取るには含みを持たせる必要があるから二ないし三とするわけである。

準常任理事国を二から五くらい新設する。準常任理事国は地域代表とする。五年任期で再任を認める。EUやAUまた中南米諸国が地域代表の候補グループである。

AUからは二国の地域代表を選出することも考慮に値する。

非常任理事国の数や選出方法は現行通りとする。

ここで協定である国連改革から主題である憲法改正に話を戻そう。第九条の二を付加するという提案を行えば別の利点もある。国内において議論を深めることが出来る。第一号の専守防衛と第二号の国連軍参加に加えて第三号の集団的な自衛権の行使を含めるか否かを存分に議論することができるし、現行憲法の大枠を変える事なく、第三号を追加したり削除したりするための国民投票を簡単に行うことができることになる。特に民主党や公明党には参考になる筈である。民主党や公明党の内部で行われる憲法改正案の内容を巡る議論を通じて、それぞれの党の原案

を作成する際に論点の明晰化を図ることができ、原案の早期の作成に大幅に資することが予想されるからである。民主党の新しい代表となった前原さんは集団的な自衛権を必要と考えるタカ派つまり決断派と聞いているが、民主党内には集団的な自衛権は認めるべきではないとするハト派つまり融和派の勢力も結構強いので、来年夏に行われる民主党の代表選挙の際に、第九条の二について第二号までとするか第三号をも含めるとするかという論点を巡って、論戦を戦わせてほしいものである。こうすれば代表選挙を対立する公約の選択という形で遂行出来て、議論も深まるし、政治選択の幅も広がること請け合いである。

次に三項目の二番目の項目について極く手短に一言だけ説明する。

② 第八九条から「教育」の二字を削除する。

教育関係者の賛同を取り付けやすくするわけである。憲法学者以外の大学関係者を味方に引き付けることができれば、改正運動に弾みが付き事が円滑に運ぶことは確実であるからである。

次に三項目の三番目の項目について説明する。

③ 第九六条に定める憲法改正発議の要件を「三分の二以上」から「五分の三以上」に変更する。

基本法は通常法律より上位に位置する通常法律に優越した法規である。成立の要件が発議と国民投票共に二分の一では要件が軽すぎる。これでは憲法の内容が一時の勢いや気まぐれに振り回されるところ変わってしまうことにもなりかねない。発議に必要な要件は二分の一よりも重くすべきである。他方、時代の変化に対応した憲法の柔軟な運用を妨げる厳格な要件は憲法の深化や発展を阻む桎梏となる。現行憲法に定める三分の二はこれまでは現行憲法の定着に効果的であったが、現時点において国民の間にすっかり憲法が定着した段階では、時代の変容に即応した運用の余地を狭める過剰に厳格な要件へと変わってしまったている。

ここで一点突破全面展開という戦術を模倣する。憲法改正の発議に必要な要件を緩和して置けば、行く行くは、

憲法改正が円滑に行える時代が到来すると期待できる。主権者である国民の出番が増えるということである。

それでは三分の二と二分の一の間でどの程度の要件を発議に課すべきであろうか。

選択肢は次の公式で与えられる。

$$n/2 \quad n-1 \quad 2/3 \quad 3/5 \quad 4/7 \quad 5/9 \quad 6/11 \quad 7/13 \quad 8/15 \quad 9/17 \quad \downarrow \downarrow \downarrow \quad 1/2$$

この場合、分かりやすいという点では五分の三が圧倒的に優れている。7/13とか9/17とかでは計算や数学が得意な人にしかピンと来ない。計算や数学が苦手な人にはその理解を越えた数値になってしまう。五分の三なら六割であるし六〇%でもあるから誰にでも直ぐ分かる分かりやすい数字である。

以上三項目の改正点について説明した。

国民投票は三点セットで行う。三点セットというのは三項目を同時に別々に取り上げ、その賛否を一項目ごとに国民に問うという投票のやり方のことである。憲法全体の全面改正案であれば、一括して賛否を問うことも適當であるが、一部改正の場合には改正点ごとに個別に賛否を問うべきである。

実際には五年以内に実現を図る。次の参議院選には間に合わないし、全面改正や大幅改正の場合には独立の国民投票を行うことも考えられるが、一部改正の場合には国政選挙の際に一緒に国民投票を行う方が適切である。この方が費用も安く済むし投票率も上がりやすいからである。

憲法改正へのタイムテーブルの素案を提出して置く。

二〇〇六年の通常国会において国民投票法を成立させる。国民投票法の制定は既に政治日程に入っており、法案の成立は確実な情勢である。

二〇〇七年の通常国会中に憲法調査会において現行憲法の問題点を全面的に洗い出す。

全国会議員から手持ちの憲法改正案をすべて提出して貰い整理して配列する。いわゆるブレインストーミングを全国議員の皆さんにやって頂くわけです。その上で憲法改正意見集成とでもいうべき提案集を作成し、○×をつける。まず全面改正案と部分改正案に分けて整理し、部分改正案を更に章ごとの改正案と条文ごとの改正案に大きく二分して、各章各条ごとに複数の改正案を並列して、全議員の賛否をアンケート調査の形で点検する。その結果を○×で示す。賛成が二分の一に達しない案には×を付ける。賛成が二分の一以上五分の三以下には△をつける。五分の三以上三分の二以下には○を付け、三分の二以上には◎を付ける。両院で賛成数が△と○に分かれた場合には□を付けることとする。その上で○と◎だけを選んで議論の対象とし、外は議論を棚上げして提案を棚晒しにする。五分の三に憲法改正の発議の要件を緩和した場合に、成立の見込みのありそうな改正提案をあらかじめ調べておいて、国民投票のために参考資料として提出するわけである。

国会の閉会中も活動が続けられる様に、専門委員会を発足させ、翌年の通常国会に調査結果を報告するものとする。

二〇〇八年の通常国会中に憲法調査会において、当面の必要に應じるために三項目に限定した改正案を起草し、次の総選挙の際に憲法改正に関する国民投票を実行するという与野党の合意を締結する。

二〇〇九年の通常国会中に憲法改正を發議する。任期満了に伴う（ないしは任期満了寸前に行われる）総選挙の際に憲法改正案に対する国民投票を実施する。

憲法改正を国制改革の一部として位置付ける必要がある。広域府県制への飛躍が歴史の課題である。当面は郵政改革がその突破口になりうる。郵政改革をどうすればいいのか。簡保は縮小してやがて廃止する。郵貯は縮小して五分割する。西日本、関西、中部日本、東日本、北日本の五地域に分割するわけである。例えば関西で集めた郵便

貯金は関西の地場産業の創業や代替わり創業に資金を提供するという資金の循環を生み出し、地域の資金を地域に還元する仕組みを構築する。

憲法改正の発議はこうした国制改革と歩調を合わせて実現すべき課題である。遷都も別の課題である。遷都を実現する秘策である臨時首都設置法については別稿「地方分権の光と影」（神戸法学年報第20号）で論じて置いたので、参照して頂ければ幸いです。

ご清聴有り難う御座いました。